



宮監公表第1号  
令和3年1月25日

宮崎市監査委員	河野まつ子	
宮崎市監査委員	荒木敏	
宮崎市監査委員	上野悦男	
宮崎市監査委員	嶋田喜代子	

### 定期監査措置状況の公表について

平成29年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等  
企画財政部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり



(報告様式1)

### 平成29年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

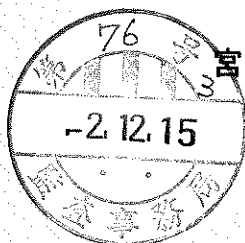
平成29年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：企画財政部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p><b>【意見】</b></p> <p>(企画政策課)</p> <p>①東京事務所の市外旅行について、旅行命令権者の承諾は得たものの、旅行命令書を起案する前に航空券を購入しているものがあった。(平成28年度3件、平成29年度1件)</p> <p>旅費支給条例において、出張等は旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない旨規定されていることから、東京事務所の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p> <p>②東京事務所の賞賜金などの支払いについて、相手方登録があるにもかかわらず、資金前渡者から業者に振り込んでいるため、振込手数料が発生していた。</p> <p>支払先の中には宮崎市内の業者もあり、相手方登録を行っている場合もあることから、口座振替による支払いの検討など、経費節減及び予算の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、東京事務所の状況や社会情勢をふまえ、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。</p>	<p>(平成29年11月27日現在)</p> <p>①実態に即した旅行事務処理ができるよう、人事課・財政課・会計課を含めた関係課との協議を開始した。</p> <p>(令和2年11月30日現在)</p> <p>①協議の結果、現行の規定でも運用可能との判断により、旅行命令書の決裁後に航空券を購入することができるよう、計画的な業務執行を行うことで改善した。</p> <p>(平成29年11月27日現在)</p> <p>②資金前途以外の支出方法が円滑にできるよう、事務決裁規程の改正など、実態に即した事務処理を検討する。</p> <p>(令和2年11月30日現在)</p> <p>②検討の結果、現行の事務決裁規程でも運用可能との判断により、資金前渡による執行は、現金購入が可能なものや相手方登録のされていないものとするすることで、相手方登録のある業者への振込手数料が発生しないよう改善した。</p>

令和2年12月14日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 戸 敷

